



©MCL/ADK

がんをはじめとする特定8疾病または、 特定3疾病にまとまつた一時金で備える保険

特徴1

主契約

**がんをはじめとする 特定8疾病 または 特定3疾病 それぞれ
一時金を複数回 お受取り! (それぞれ1年に1回限度)**

特定3疾病 はそれぞれ一時金を何度でもお受け取りいただけます!

*特定8疾病:がん、心疾患、脳血管疾患、慢性腎不全、肝硬変、慢性膀胱炎、糖尿病、高血圧性疾患
*特定3疾病:がん、心疾患、脳血管疾患

特徴2

主契約

特徴3

特約

それぞれ初回の受取額を上乗せしてお受け取りいただけます!
*初回上乗せ基本給付金額は「0円」でも設定可
*基本給付金額および初回上乗せ基本給付金額の範囲は下記の「主な取扱規程(主契約)」をご確認ください。

**特定3疾病で所定の理由のいずれかに該当されたとき、
以後の保険料はいただきません。**

上皮内がんでも、以後の保険料はいただきません。

特定3疾病保険料
払込免除特約(21)

仕組み図 *主な保障内容については裏面をご確認ください。

保険契約の型		I型		II型		一生涯保障
特定3 疾病 保障 型	がん (がん一時給付金) 上皮内がん も同額保障	初めてがんと診断確定 以後は所定の理由に該当されたとき <small>▲責任開始日から90日以内に診断確定されたがんはお支払いできません。</small>	入院または手術 20日以上継続した 入院または手術	入院または手術	入院または手術 20日以上継続した 入院または手術	
特定8 疾病 保障 型	心疾患 (心疾患 一時給付金)	急性心筋梗塞 急性心筋梗塞 以外の心疾患	入院または手術 20日以上継続した 入院または手術	入院または手術	入院または手術 20日以上継続した 入院または手術	支払回数 無制限 お支払限度は、 それぞれ 1年に1回です。
	脳血管疾患 (脳血管疾患 一時給付金)	脳卒中 脳卒中以外の 脳血管疾患	入院または手術 20日以上継続した 入院または手術	入院または手術	入院または手術 20日以上継続した 入院または手術	通算5回 限度 お支払限度は、 それぞれ 1年に1回です。
	慢性腎不全 (慢性腎不全一時給付金)		入院または通院			
	肝硬変 (肝硬変一時給付金)					
	慢性膀胱炎 (慢性膀胱炎一時給付金)					
	糖尿病 (糖尿病一時給付金)	糖尿病で所定の理由に該当されたとき				
	高血圧性疾患 (高血圧性疾患一時給付金)	大動脈瘤または大動脈解離による手術				

付加できる特約



先進医療・患者申出療養特約(21) 先進医療特約(11) 薬剤治療特約(21) がん診断特約(23) 一生涯保障

特定3疾病保険料払込免除特約(21)

主契約の保険料払込期間満了まで

*同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

主な取扱規程	契約年齢	払込期間	給付金額の範囲
	0～85歳	終身、有期(55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)	【最低給付金額】「基本給付金額」30万円 「基本給付金額」が30万円未満でも、「基本給付金額」と「初回上乗せ基本給付金額」あわせて50万円以上であれば設定可
付加できる特約	あり(上記「仕組み図」参照)	保険期間 終身(更新なし)	【最高給付金額】「基本給付金額」と「初回上乗せ基本給付金額」あわせて200万円 *「基本給付金額」および「初回上乗せ基本給付金額」は10万円単位

配当金・満期保険金について

■この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。また、満期保険金もありません。

解約返戻金・死亡保険金について

■主契約は保険料払込期間中の解約返戻金や死亡保険金がありません。ただし、保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約または死亡されたときは、主契約の基本給付金額の10%相当額の解約返戻金または死亡返還金があります。

■主契約に付加された特約は、保険期間を通じて解約返戻金や死亡保険金がありません。



この商品はメディケア生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります。**

■ 特定疾病一時給付保険(無解約返戻金型)(23)

お支払いする給付金		お支払理由	お支払金額	お支払限度
商品概要(主契約)	特定3 疾病保障型	I型	初回 がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき	
			2回目以後 直前のがん一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①②のいずれかに該当されたとき ①次のいずれかのがんと診断確定されたとき。ただし、そのがんについて初めて診断確定されたときに限ります。 (1)すでに診断確定されたがんが、内視鏡検査・画像検査または血液検査等により認められない状態になった後、再発したもの (2)すでに診断確定されたがんが、他の臓器に転移(リンパ節への転移を含みます。)したもの (3)すでに診断確定されたがんとは関係のない、新たに生じたがん ②診断確定されたがんの治療を目的として入院を開始されたとき	
			初回 がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき	
		II型	2回目以後 直前のがん一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、次の①～④のいずれかに該当されたとき ①I型のお支払理由①に該当するがんと診断確定されたとき ②II型のお支払理由②に該当するがんによる入院を開始されたとき ③診断確定されたがんの治療を目的として、次のいずれかに該当する通院をされたとき (1)支払対象薬剤(ホルモン剤は含まれません。)による薬剤治療のための通院 (2)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療のための通院 (3)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術のための通院 (4)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術のための通院 (5)厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養による療養のための通院 ④診断確定されたがんにより、がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、次のいずれかの緩和ケアを受けられたとき (1)公的医療保険制度の療養の給付の対象となる疼痛緩和薬による薬剤治療*または神経ブロック (2)公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療	初回 基本給付金額 +初回上乗せ基本給付金額 2回目以後 基本給付金額 通算限度なし (1年に) (1回)
			初回 責任開始期以後に発病した心疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を開始されたとき ②急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき	
	特定8 疾病保障型	I型	2回目以後 直前の心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①②の入院をされたとき、または③の手術を受けられたとき	
			初回 責任開始期以後に発病した心疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①心疾患の治療を目的とする入院を開始されたとき ②心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき	
		II型	2回目以後 直前の心疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①の入院をされたとき、または②の手術を受けられたとき	
			初回 責任開始期以後に発病した脳血管疾患により、次のいずれかに該当されたとき ①脳卒中の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき	
			2回目以後 直前の脳血管疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①②の入院をされたとき、または③の手術を受けられたとき	
	慢性 腎不全 一時給付金	I型	初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として慢性腎不全と医師によって診断され、慢性腎不全の治療を目的とする入院を開始または通院(往診を含む)をされたとき	
			2回目以後 直前の慢性腎不全一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記の入院または通院をされたとき	
		II型	初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として肝硬変と医師によって診断され、肝硬変の治療を目的とする入院を開始または通院(往診を含む)をされたとき	
			2回目以後 直前の肝硬変一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記の入院または通院をされたとき	
			初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として慢性肺炎と医師によって診断され、慢性肺炎の治療を目的とする入院を開始または通院(往診を含む)をされたとき	
		III型	2回目以後 直前の慢性肺炎一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記の入院または通院をされたとき	
			初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として糖尿病を発病し、次のいずれかに該当されたとき ①糖尿病による糖尿病性網膜症の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき ②糖尿病による上肢または下肢に生じた糖尿病性壞疽の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる切断術を受けられたとき ③糖尿病の治療を目的として、180日以上継続したインスリン治療(妊娠・分娩にかかるインスリン治療を除きます。)を受けられたとき	
			2回目以後 直前の糖尿病一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記①の手術または②の切断術を受けられたとき	
	高血圧性 疾患 一時給付金	IV型	初回 初診日が責任開始期以後である疾病を原因として高血圧性疾患を発病し、高血圧性疾患による大動脈瘤または大動脈解離の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき	
			2回目以後 直前の高血圧性疾患一時給付金のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、上記の手術を受けられたとき	

*がん責任開始日とは、責任開始日からその日を含めて91日目のことです。 *診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。 *先進医療とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。 *患者申出療養とは療養を受けられた日現在において、厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められ、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。 *薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)などをいいます。ただし、臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする医薬品の投与等、発病したがんの治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方を除きます。

生命保険募集人について

■メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)は、お客さまとメディケア生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

商品内容の詳細および保険料などについては「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」などを必ずご覧ください。

〈募集代理店〉

株式会社秋田銀行

〒010-8655 秋田市山王3丁目2番1号
(018) 863-1212(代表)

〈引受保険会社〉



メディケア生命保険株式会社

住友生命グループ

〒135-0033

東京都江東区深川1-11-12

(メディケア生命コールセンター)

0120-315056

<https://www.medicarelife.com/>

23126211(2023.12.3)

M35D0ZOM23-V1-0000000

2023年12月版